

●香川県公告第五百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年十月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社フジ

愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

フジグラン十川ショッピングセンター北エリア

高松市十川東町字佐古四三番一ほか

3 変更しようとする事項

一 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 四、二七一平方メートル

変更後 六、六七八平方メートル

二 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

変更前 位置 別図のとおり

収容台数 五四六台

変更後 位置 別図のとおり

収容台数 五六二台

2 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位置 別図のとおり

収容台数 二〇七台

変更後 位置 別図のとおり

収容台数 二一五台

3 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 別図のとおり

面積 八五平方メートル

変更後 位置 別図のとおり

面積 七〇平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 別図のとおり

容量 一一四立方メートル

変更後 位置 別図のとおり

容量 一一〇立方メートル

三 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時から午前零時まで

変更後 午前九時から午前零時まで

ただし、別図の駐車場4にあつては午前九時から午後十時まで、駐車場5にあつては午前九時から午後八時までとする。

2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 数 二箇所

位置 別図のとおり

変更後 数 四箇所

位置 別図のとおり

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

- 4 変更年月日
平成十五年六月五日
- 5 変更する理由
品揃えの充実を目的とした店舗の増床のため。

二 届出年月日
平成十四年十月四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所
香川県商工労働部商工政策課
高松市役所産業部商工労政課

- 2 縦覧期間
平成十四年十月十五日（火曜日）から平成十五年二月十七日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十五年二月十七日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部商工政策課及び高松市役所産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

- 1 記載すべき項目
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 四 意見の内容

- 2 提出先
郵便番号七六〇-八五七〇
高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部商工政策課商業・組織グループ